

令和7年度活動状況

(令和7年6月26日から令和8年6月25日までの間)

1 留置施設の視察数

9施設

2 会議の開催回数

3回 ～ ・令和7年7月15日
・令和7年12月22日
・令和8年1月27日



3 面接等の実施件数

被留置者から提出された意見・提案書 ～ 4通

被留置者との面接 ～ 4人

4 留置施設の運営状況に対する委員会からの意見及び改善等の措置状況

| | 視察委員会からの意見 | 意見に対する措置 |
|---|---|--|
| 1 | 各留置施設は、法令に基づき、適正に運営されています。 | 今後とも各種法令に基づいた適正な管理運営を継続するため、職員への指導教養を徹底し、処遇の統一や秩序維持に努めます。 |
| 2 | 被留置者への処遇については、引き続き、誤解を生じさせないよう必要に応じて根拠や規程を用いた丁寧な説明を行い、処遇の統一を図るとともに、被留置者の人権に配慮した処遇の向上に努めてください。 | 新規入場時の告知書や根拠規程を用いた被留置者の理解度に応じた丁寧な説明を徹底するとともに、職員間の綿密な引継ぎや情報共有、疑義が生じた場合の本部への問い合わせなどを通じて、処遇の統一と人権への配慮に努めます。 |
| 3 | 被留置者の健康保持のため、留置施設全般の清掃に努め、衛生環境の維持に必要な改修を計画的に実施してください。 | 日常的な清掃・消毒や感染症対策を徹底して、衛生環境の維持に努めるとともに、空調・照明の改修や老朽化箇所の修繕を計画的に進めることで、被留置者の健康保持と快適な環境づくりを推進します。 |
| 4 | 留置担当官が高いモチベーションを持って業務に専念できるよう、士気高揚に資する措置を講じてください。 | 積極的な賞揚や登門制度を活用した希望部署への登用で士気を高めるとともに、計画的な休暇取得や職場環境の改善を通じてワークライフバランスを推進し、職員がより高い意欲を持って業務に専念できる職場づくりを構築します。 |